

# 分別収集計画

第11期（令和8～12年度）

令和7年8月

東金市外三市町清掃組合

## —目次—

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法第8条第2項第1号)
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法(法第8条第2項第4号)
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、廃棄物の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっては東金市外三市町清掃組合（以下「組合」という）及び構成市町が一体となり行うものとし、基本的方針は以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・住民、事業者及び行政といったすべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号） 別表1のとおりである。

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては構成市町の住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### 1) 環境教育・啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、構成市町の住民、事業者に対して、ごみの排出量やごみの処理に要する経費等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

## 2) 住民参加型リサイクル運動

集団回収の推進、リサイクル倉庫の増設等を行い、住民参加型のリサイクル運動を推進する。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ処理の状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物等の種類を別表2左欄のように定める。また、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、別表2右欄のとおりとする。

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

別表3のとおりである。なお、別表3は組合全体の見込量であり、別表4から別表7はその内訳であり、構成市町ごとの見込量である。

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

= 直近年度（令和6年度）の特定分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

※人口変動率は一般廃棄物ごみ処理基本計画（令和5年3月策定）を基にしている。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行う。現行の収集体制の詳細は別表8のとおりである。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、分別収集した特定分別基準適合物等については、組合が中間処理を委託する民間事業者の施設で選別等の処理を行う。現行の処理に関する詳細は別表9のとおりである。

なお、カン、ビン類、ペットボトルは自施設による中間処理を実現するため、次期施設の整備事業を推進する。今後、整備事業の進捗内容に応じ、本計画も適宜見直しを行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・構成市町の住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物等の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

別表 1

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	11,499 t	11,375 t	9,831 t	9,734 t	9,637 t
製品プラスチック	267 t	265 t	227 t	224 t	222 t

別表 2

分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン
主として無色のガラス製容器 主として茶色のガラス製容器 主としてその他色のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用 されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート 製の容器であって飲料、しょうゆ等を 充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの（白色の発泡スチロール 製食品トレイのみ）	白色トレイ
プラスチック資源循環法に基づき 分別収集するもの	製品プラスチック

別表 3

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

## 【組合全体】

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	213t		211t		173t		171t		170t	
主としてアルミ製の容器	122t		121t		101t		99t		99t	
主として無色のガラス製容器	(合計) 78t		(合計) 76t		(合計) 64t		(合計) 63t		(合計) 63t	
	(引渡) 78t	(独自) 0t	(引渡) 76t	(独自) 0t	(引渡) 64t	(独自) 0t	(引渡) 63t	(独自) 0t	(引渡) 63t	(独自) 0t
主として茶色のガラス製容器	(合計) 103t		(合計) 103t		(合計) 87t		(合計) 85t		(合計) 84t	
	(引渡) 103t	(独自) 0t	(引渡) 103t	(独自) 0t	(引渡) 87t	(独自) 0t	(引渡) 85t	(独自) 0t	(引渡) 84t	(独自) 0t
主としてその他色のガラス製容器	(合計) 96t		(合計) 95t		(合計) 78t		(合計) 78t		(合計) 78t	
	(引渡) 96t	(独自) 0t	(引渡) 95t	(独自) 0t	(引渡) 78t	(独自) 0t	(引渡) 78t	(独自) 0t	(引渡) 78t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4t		4t		4t		4t		4t	
主として段ボール製の容器	724t		716t		601t		595t		589t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 380t		(合計) 376t		(合計) 313t		(合計) 310t		(合計) 307t	
	(引渡) 0t	(独自) 380t	(引渡) 0t	(独自) 376t	(引渡) 0t	(独自) 313t	(引渡) 0t	(独自) 310t	(引渡) 0t	(独自) 307t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t
うち白色の発泡スチロール製食品トレイ	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 13t	
	(引渡) 0t	(独自) 14t	(引渡) 0t	(独自) 14t	(引渡) 0t	(独自) 13t	(引渡) 0t	(独自) 13t	(引渡) 0t	(独自) 13t

別表 4

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

## 【東金市】

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	85t		85t		84t		83t		83t	
主としてアルミ製の容器	44t		44t		44t		43t		43t	
主として無色のガラス製容器	(合計) 31t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 30t	
	(引渡) 31t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t
主として茶色のガラス製容器	(合計) 41t		(合計) 41t		(合計) 41t		(合計) 40t		(合計) 40t	
	(引渡) 41t	(独自処理) 0t	(引渡) 41t	(独自処理) 0t	(引渡) 41t	(独自処理) 0t	(引渡) 40t	(独自処理) 0t	(引渡) 40t	(独自処理) 0t
主としてその他色のガラス製容器	(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 37t		(合計) 37t		(合計) 37t	
	(引渡) 38t	(独自処理) 0t	(引渡) 38t	(独自処理) 0t	(引渡) 37t	(独自処理) 0t	(引渡) 37t	(独自処理) 0t	(引渡) 37t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0t		0t		0t		0t		0t	
主として段ボール製の容器	287t		285t		283t		281t		279t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	(合計) 161t		(合計) 160t		(合計) 159t		(合計) 158t		(合計) 156t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 161t	(引渡) 0t	(独自処理) 160t	(引渡) 0t	(独自処理) 159t	(引渡) 0t	(独自処理) 158t	(引渡) 0t	(独自処理) 156t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
うち白色の発泡スチロール製食品トレイ	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	(合計) 11t		(合計) 11t		(合計) 10t		(合計) 10t		(合計) 10t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 11t	(引渡) 0t	(独自処理) 11t	(引渡) 0t	(独自処理) 10t	(引渡) 0t	(独自処理) 10t	(引渡) 0t	(独自処理) 10t

別表 5

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

## 【大網白里市】

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	72t		72t		71t		70t		70t	
主としてアルミ製の容器	49t		48t		48t		47t		47t	
主として無色のガラス製容器	(合計) 23t		(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 22t	
	(引渡) 23t	(独自処理) 0t	(引渡) 22t	(独自処理) 0t	(引渡) 22t	(独自処理) 0t	(引渡) 22t	(独自処理) 0t	(引渡) 22t	(独自処理) 0t
主として茶色のガラス製容器	(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 29t	
	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 30t	(独自処理) 0t	(引渡) 29t	(独自処理) 0t
主としてその他色のガラス製容器	(合計) 28t		(合計) 28t		(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 27t	
	(引渡) 28t	(独自処理) 0t	(引渡) 28t	(独自処理) 0t	(引渡) 28t	(独自処理) 0t	(引渡) 27t	(独自処理) 0t	(引渡) 27t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4t		4t		4t		4t		4t	
主として段ボール製の容器	277t		274t		272t		269t		266t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 124t		(合計) 123t		(合計) 122t		(合計) 121t		(合計) 120t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 124t	(引渡) 0t	(独自処理) 123t	(引渡) 0t	(独自処理) 122t	(引渡) 0t	(独自処理) 121t	(引渡) 0t	(独自処理) 120t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t
うち白色の発泡スチロール製食品トレイ	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t	(引渡) 0t	(独自処理) 1t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t		(合計) 3t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 3t	(引渡) 0t	(独自処理) 3t	(引渡) 0t	(独自処理) 3t	(引渡) 0t	(独自処理) 3t	(引渡) 0t	(独自処理) 3



別表 6

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

## 【九十九里町】

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	19t		18t		18t		18t		17t	
主としてアルミ製の容器	10t		10t		9t		9t		9t	
主として無色のガラス製容器	(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 12t		(合計) 11t		(合計) 11t	
	(引渡) 12t	(独自処理) 0t	(引渡) 12t	(独自処理) 0t	(引渡) 12t	(独自処理) 0t	(引渡) 11t	(独自処理) 0t	(引渡) 11t	(独自処理) 0t
主として茶色のガラス製容器	(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 15t		(合計) 15t	
	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 15t	(独自処理) 0t	(引渡) 15t	(独自処理) 0t
主としてその他色のガラス製容器	(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 14t		(合計) 14t		(合計) 14t	
	(引渡) 15t	(独自処理) 0t	(引渡) 15t	(独自処理) 0t	(引渡) 14t	(独自処理) 0t	(引渡) 14t	(独自処理) 0t	(引渡) 14t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0t		0t		0t		0t		0t	
主として段ボール製の容器	48t		47t		46t		45t		44t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	(合計) 34t		(合計) 33t		(合計) 32t		(合計) 31t		(合計) 31t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 34	(引渡) 0t	(独自処理) 33t	(引渡) 0t	(独自処理) 32t	(引渡) 0t	(独自処理) 31t	(引渡) 0t	(独自処理) 31t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
うち白色の発泡スチロール製食品トレイ	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t

別表 7

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

## 【山武市（旧成東町）】

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	37t		36t		0t		0t		0t	
主としてアルミ製の容器	19t		19t		0t		0t		0t	
主として無色のガラス製容器	(合計) 12		(合計) 12t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 12t	(独自処理) 0t	(引渡) 12t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
主として茶色のガラス製容器	(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 16t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
主としてその他色のガラス製容器	(合計) 15t		(合計) 14t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 15t	(独自処理) 0t	(引渡) 14t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4t		4t		4t		4t		4t	
主として段ボール製の容器	112t		110t		0t		0t		0t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	(合計) 61t		(合計) 60t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 61t	(引渡) 0t	(独自処理) 60t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
うち白色の発泡スチロール製食品トレイ	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t

別表 8

分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金属	主としてスチール製の容器	カン	①構成市町の委託業者による定期収集 ②集団回収	民間業者
	主としてアルミ製の容器			
ガラス	主として無色のガラス製容器	ビン類	①構成市町の委託業者による定期収集 ②集団回収	民間業者
	主として茶色のガラス製容器			
	主としてその他色のガラス製容器			
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	①構成市町のリサイクル倉庫での拠点回収 ②集団回収	民間業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	①構成市町のリサイクル倉庫での拠点回収 ②集団回収 ③自己搬入ごみからのピックアップ	民間業者
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	①構成市町の委託業者による定期収集 ②集団回収	民間業者
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (白色の発泡スチロール製食品トレイのみ)	白色トレイ	①構成市町のリサイクル倉庫での拠点回収	民間業者
	プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	①構成市町のリサイクル倉庫での拠点回収	民間業者

別表 9

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
主としてスチール製 の容器	カン	指定袋	ダンプ車	民間業者 (選別・圧縮)
主としてアルミ製 の容器				
主として無色の ガラス製容器	ビン類	指定袋	ダンプ車	民間業者 (選別)
主として茶色の ガラス製容器				
主としてその他色の ガラス製容器				
主として紙製の容器 であって飲料を充てん するためのもの (原材料としてアルミニ ウムが利用されているも のを除く。)	紙パック	ひもで縛る (リサイクル倉庫)	ダンプ車、 パッカー車	民間業者 (選別・圧縮)
主として段ボール製 の容器	段ボール	ひもで縛る (リサイクル倉庫)	ダンプ車、 パッカー車	民間業者 (選別・圧縮)
主としてポリエチレンテ レフタレート製の容器で あって飲料、しょうゆ等を 充てんするためのもの	ペットボトル	指定袋	ダンプ車、 パッカー車	民間業者 (選別・破碎)
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記 以外のもの (白色の発泡スチロール 製食品トレイのみ)	白色トレイ	なし (リサイクル倉庫)	ダンプ車	民間業者 (選別・圧縮)
プラスチック資源 循環法に基づき 分別収集するもの	製品プラスチック	なし (リサイクル倉庫)	ダンプ車	民間業者 (選別・破碎)

※上表については、集団回収及び自己搬入ごみを除いた分別収集に関する事項について記載している。